

吉野川市パートナーシップ 宣誓制度に関する手引



yoshinogawacity

1 パートナーシップの宣誓とは？

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルの方が宣誓書を市に提出します。一定の条件を満たしている場合、市はおふたりをパートナーと認めて、宣誓書受領証を交付します。

この制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、おふたりの関係を市が受け止めることで、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会の実現に資することを期待して導入するものです。

2 対象になる方（国籍は問いません）

- ① おふたりとも成年に達していること。
- ② おふたりとも吉野川市内在住。（宣誓日から1か月以内に市内に転入予定の方を含みます。）
- ③ おふたりとも配偶者（事実婚を含む）がいないこと、宣誓するお相手以外の方とパートナーシップにないこと。
- ④ おふたりの関係が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。

3 パートナーシップ宣誓書受領証を受け取るまでの流れ

- ① 市人権課（☎0883-22-2229）へ連絡。
担当職員がパートナーシップ宣誓の要件や内容、必要書類などの説明をします。
- ② 宣誓日の予約
宣誓する日や時間を調整します。
- ③ 予約した宣誓日に来庁し、パートナーシップ宣誓
市職員の面前で、おふたりそろって宣誓書にご記入いただきます。その際、必要書類の確認をします。
※宣誓書受領書は即日発行できないため、受領証交付日の調整を行います。
- ④ 再度来庁し、受領証の交付
宣誓書受領書を交付しますので、本人確認書類をご用意の上、来庁してください。
転入予定の方は、転入確定後に住民票の写しを提出してください。

4 必要書類

□① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

・3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。また、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略してください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

（同一世帯の場合は2人分の情報が記載されたもの1通で可）

・転入予定の方は、その事実がわかる書類（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書等）を提出してください。

□② 戸籍抄本又は独身証明書

・3か月以内に発行されたものを1人1通ずつお持ちください。（発行は本籍地の市町村）

・国籍が日本でない場合は、「婚姻要件具備証明書（独身証明書）」とその日本語訳が必要です。

□③ 本人確認書類

ア 顔写真つきの官公署が発行したもの1点

（例：運転免許証、旅券（パスポート）、個人番号カードなど）

イ アをお持ちでない場合は本人確認書類を2点

（例：健康保険証と年金手帳など）

□④ 通称を日常的に使用していることがわかる書類

・社員証、学生証、法人が発行した身分証明証など

5 よくある質問と回答

Q1 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度はどう違いますか？

A 婚姻は、民法に基づく制度であり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利や義務が発生します。一方、吉野川市パートナーシップ宣誓制度は、内部規定である要綱に基づいて実施するものであり、法的な効力はありません。この制度は、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会が実現することを期待して導入するものです。

Q2 宣誓書受領証等はどうような場面で活用できますか？

A 一部の事業者では、携帯電話の家族割引や生命保険の受取人となることが可能な場合があります。（サービス提供事業者にお問い合わせください。）

市役所関係では、市営住宅の入居申し込みが可能です。また婚姻制度と同様に宣誓者は金婚ダイヤモンド婚記念式典の対象者となります。

Q3 代理や郵送での宣誓はできますか？

A おふたりが職員の面前で宣誓書に記入することになっていますので、代理や郵便での宣誓はできません。ただし、ご自分で記入が難しいなどの場合に代筆は可能です。

Q4 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓や宣誓書受領書等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく必要書類の交付手数料などは自己負担になります。

Q5 性的マイノリティではない事実婚のカップルは宣誓できますか？

A この制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q6 宣誓は、同性カップルしかできないのですか？

A 一方又は双方が性的マイノリティであれば、性別を問わず宣誓できます。

Q7 同居していないと宣言できませんか？

A 同居している必要はありませんが、宣誓日から1月以内におふたりとも吉野川市内に居住する必要があります。

Q8 通称名を使用できますか？

A 性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は使用することができます。通称名を使用する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、学生証、法人が発行した身分証明証など）を宣誓時に提示していただきます。通称を使用した場合には、受領証等の裏面には戸籍上の氏名（外国人の場合は、戸籍上の氏名に準ずるもの）を記載します。

Q9 受領証等は再交付してもらえますか？

A 紛失や汚してしまった場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」を提出していただくことで再交付できます。また、改姓や改名で受領証等の記載事項の変更による再交付を希望する場合は、その事実が確認できる書類を添付してください。紛失以外の場合は受領証と受領カードを添付してください。

Q10 市外に転出する場合はどうすればいいですか？

A 一方又は双方が市外に転出する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を添えて「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）」を提出してください。

6 問い合わせ先

吉野川市市民部 人権課

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

電話：0883-22-2229

ファクシミリ：0883-22-2260

E-mail：jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp